

集団的自衛権の行使容認に反対する意見書

安倍政権が進めようとしている解釈改憲イコール集団的自衛権の行使容認に向けて、政府の「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保安法制懇）は4月に報告書を提出して与党協議を加速、6月中にも閣議決定する考えである。しかし、その乱暴な手法とともに、現在の憲法のもとでの集団的自衛権の行使容認については、さまざまな矛盾が指摘されている。

第1次安倍政権を含む歴代政権は「自衛のための必要最小限を超えるので集団的自衛権を行使できない」との立場を堅持してきた。このため首相は、「自衛権については『必要最小限（の実力行使）』の制約がある。その中に入るものがあるかどうかを議論している」（4日、参院予算委員会）などと述べ、「『必要最小限』の範囲内の集団的自衛権」なるものを見出すことで整合性を図ろうとしている。

しかし、自衛権の発動には（1）急迫不正の侵害があること（2）これを排除するため他に適当な手段がないこと（3）必要最小限の実力行使であることの3要件が1954年の国会答弁で確立している。

とりわけ「急迫不正の侵害があること」については、「集団的自衛権は、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を武力で阻止することを内容とする」「国民の生命等が危機に直面している状況下で（個別的）自衛権を行使する場合とは異なる」（憲法関係答弁例集）とされており、つまり、日本への直接的な武力攻撃があるかどうか、「必要最小限」の実力行使の核心的な要件である。集団的自衛権はどう考えても、海外での戦闘参加を可能にするものであり、「3要件」に反することは明らかである。

集団的自衛権とは米国などが攻撃されたときに日本が攻撃されていなくても武力行使できるようにすることだと、安倍首相も国会で認めている。集団的自衛権を行使できるようになれば、ソ連のアフガニスタン侵略や米国のベトナム戦争のような戦争に日本の自衛隊が参加できることになり、まさに戦争する国になるということであって憲法9条と全く相入れないものと言わざ

るを得ない。まして、これを一内閣の憲法解釈の変更で進めることは、立憲主義を踏みにじる重大問題である。

よって調布市議会は、安倍内閣が進める集団的自衛権行使容認の解釈改憲に反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

調布市議会議長 林 明 裕

提出先

内閣総理大臣 法務大臣 衆議院議長 参議院議長